(b)　周遊エリア
東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから西会津インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまで、常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから常磐富岡インターチェンジ、南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジ及び山元インターチェンジから亘理インターチェンジまで並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、百石道路、琴丘能代道路、秋田外環状道路、湯沢横手道路、仙台東部道路、仙台北部道路、仙塩道路、米沢南陽道路、主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）及び仙台南部道路の全インターチェンジ。

(ホ)　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ニ　常磐自動車道における割引

(イ)　割引をする自動車
(ニ)に定める適用区間を通行する全自動車。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用した後の料金の額は０円とする。

(ハ)　実施する期間
平成24年４月８日から平成24年９月30日まで。

(ニ)　適用区間
常磐自動車道の南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間。

別表３のうち、
「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、山元・亘理間）」を「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、南相馬・相馬間、山元・亘理間）」に改め、「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、南相馬・相馬間、山元・亘理間）」に

「

	相馬
南相馬	14.4

」を加える。

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 24 年４月６日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
常磐自動車道	福島県南相馬市原町区信田沢から福島県相馬市粟津まで	新設工事	平成24年４月７日

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第 23―18 号

電気計器の型式について、平成24年３月21日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 24 年３月 21 日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値			
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）	需要時限（分）
第3681号	特別精密電力量計	ＳＥ18－Ｒ（２回路）	東光東芝メーターシステムズ株式会社	交流三相３線式	110	5	50，60	―
第3682号	普通電力量計							
第3683号	無効電力量計							
第3684号	最大需要電力計							30，60
第3685号	特別精密電力量計	ＳＥ18－Ｒ（３回路）						―
第3686号	普通電力量計							
第3687号	無効電力量計							
第3688号	最大需要電力計							30，60
第3689号	精密電力量計	ＳＥ18－Ｒ（２回路）						―
第3690号	普通電力量計							
第3691号	無効電力量計							
第3692号	最大需要電力計							30，60
第3693号	精密電力量計	ＳＥ18－Ｒ（３回路）						―
第3694号	普通電力量計							
第3695号	無効電力量計							
第3696号	最大需要電力計							30，60
第3697号	普通電力量計	Ｓ１ＬＳ－ＲＳ22	東光東芝メーターシステムズ株式会社	交流単相２線式	100，110，200	5	50，60	―
第3698号	普通電力量計	Ｓ２ＬＳ－ＲＳ22		交流単相３線式	100			
第3699号	普通電力量計	Ｓ３ＬＳ－ＲＳ22		交流三相３線式	110，200			